第六十七条第三項	記録する	記載する	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ	
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	調書の記載	
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ	
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの	
	これをファイルに記録して電子調書	破産手続等に係る事件の記録に添付して調書	
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録	
	電子速記録を	速記録を	
第七十二条	電子速記録	速記録	
	ファイルに記録して	破産手続等に係る事件の記録に添付して	
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ	
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書	
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書	